

京都市監査委員告示第2号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、個別外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成21年10月5日

京都市監査委員 内海 貴夫
同 日置 文章
同 不室 嘉和
同 出口 康雄

1 氏名及び住所

氏名	住所
末金 将治	大阪市阿倍野区松崎町 2-8-9-801
堀田 喜代司	京都市上京区大宮通寺之内上ル 2丁目西入社横町 283-1
岡本 宗一	京都市伏見区上油掛町 40-2-1005
日根野 健	京都市右京区西院乾町 57 トリイプラザビル 506号
高井 傑	滋賀県栗東市蜂屋 961-2
杓野 芳晴	京都市西京区大原野東竹の里町 2-1-3-703
西村 雅史	三重県名張市緑が丘中 299
高田 雄介	京都府宇治市菟道荒槇 1-7
豊見里 隆一	兵庫県西宮市甲東園 1-5-36-1102

2 事務を補助できる期間

平成21年10月2日から同年12月28日まで

(監査事務局第一課)